

## 人事行政の運営等の状況(水道事業)

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用・退職者数

	H28. 4. 1	H28. 4. 2~H29. 4. 1		H29. 4. 1現在
		採用者	退職者等	
職員数	23	3	3	23

#### (2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
公企	水 道	23	23	0	
	合 計	23	23	0	

(注) 地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤の職員は除いています。

#### (3) 年齢別職員構成の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
職員数	0	0	3	0	0	1	3	2	6	3	3	2	23

### 2 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況(水道事業会計決算)

区 分	人 口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度の 人件費率
平成28年度	人 48,788	千円 894,078	千円 88,181	千円 151,934	% 17.0	% 17.5

#### (2) 職員給与費の状況(水道事業会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 B	
平成29年度	人 23	千円 87,903	千円 33,972	千円 33,389	千円 155,264	千円 6,751

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

#### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
赤穂市	円 346,509	円 380,118	歳月 45.9	円 269,183	円 296,876	歳月 48.5

(4) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日における昇給の号給数は、6月及び12月の勤勉手当における勤務評定等を参考として、以下の定める基準に基づき実施しています。(平成29年1月1日現在)

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号給数	一般職員 8号給以上	6号給	4号給	2号給	0
55歳以上※	2号給以上	1号給	0	0	0

※技能労務職は、55歳以上を57歳以上と読み替えます。

(5) 職員手当の状況

① 平成28年度の期末手当・勤勉手当の状況

赤 穂 市				国			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.225 月分	0.800	月分	6月期	1.225 月分	0.800	月分
12月期	1.375 月分	0.900	月分	12月期	1.375 月分	0.900	月分
計	2.60 月分	1.70	月分	計	2.60 月分	1.70	月分
職務上の段階、職務の級等による加算措置有				職務上の段階、職務の級等による加算措置有			

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

期末手当は6月1日及び12月1日(基準日)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当は基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給されます。

② 平成28年度の退職手当の状況

(平成29年3月31日現在)

赤 穂 市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3~30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		

③ 平成28年度の特種勤務手当の状況

手当支給職員の割合(水道事業会計)	13.0 %	
支給職員1人当たり平均支給年額	36,130 円	
手 当 の 種 類(手 当 数)	4	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	現場監督手当
	多くの職員に支給されている手当	現場監督手当

(注) 1人当たり平均支給年額は、平成28年度の水道事業会計決算をもとに算出しています。

④ 時間外勤務手当の状況

平成28年度	支給総額	2,843 千円
	職員1人当たり支給年額	150 千円
平成27年度	支給総額	2,275 千円
	職員1人当たり支給年額	114 千円

⑤ 管理職手当の状況

平成28年度	支給総額	2,286 千円
	職員1人当たり支給年額	572 千円
平成27年度	支給総額	2,340 千円
	職員1人当たり支給年額	585 千円

⑥ その他の手当(平成29年4月1日現在)

区分	内 容	一般行政職 の制度との 異同	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 (配偶者無 1人目 子 10,000円 父母等 9,000円) 特定年齢に係る加算 子1人5,000	同	3,095 千円	221 千円
地域手当	給料の6% (国は給料、扶養手当、管理職手 当の合計額の6%)	同	5,520 千円	240 千円
住居手当	貸家居住者 12,000円を超える家 賃の額(27,000円を限度)	同	378 千円	189 千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (55,000円を限度) 自動車等利用者 片道2km以上 の者(2,000円~31,600円)	同	620 千円	36 千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、平成28年度の水道事業会計決算をもとに算出しています。扶養手当の特定年齢に係る加算は、満15歳に達した最初の4月1日から満22歳に達した最初の3月31日までの間が対象です。

3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況(平成28年中)

年次休暇	内 容	平均取得日 数(日)	前年平均取 得日数(日)
	1年に最大20日付与 (1年で消化できなかった場合は翌年にのみ繰越可)	8.0	7.4

(2) 育児休業の取得状況(平成28年度)

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

	3ヵ月未満	3~6ヵ月	6~9ヵ月	9ヵ月以上	合 計
取 得 者 数	0	0	0	0	0

(3) 介護休暇の取得状況(平成28年度)

介護休暇を取得した職員数と取得予定期間

	1ヵ月未満	1～2ヵ月未満	2～3ヵ月未満	3～4ヵ月未満	4～5ヵ月未満	5～6ヵ月未満	合計
取得日数	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の種類及び件数

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分数 0 件

(2) 懲戒処分の種類及び件数

懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分数	1	0	0	0	1

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修

市町部局において統一的に実施。

(2) 人事評価の目的

人事評価は、職員が職務を遂行するにあたって発揮した能力と業務目標に対する成果を把握し、人事管理の基礎として活用するものです。評価の際に自己評価や面談を行うことで、従来の勤務評定に比べて、さらに客観性と透明性を高めるとともに、より高い能力を持った職員の育成につなげることを目的として実施しています。

(3) 人事評価の実施状況

- ア 対象者 全職員
- イ 評定者 原則として直近の上司2名
- ウ 基準日 各年9月30日及び3月31日
- エ 評定期間 能力評価 4月1日～9月30日(基準日9月30日)  
10月1日～3月31日(基準日3月31日)  
業績評価 4月1日～3月31日(基準日3月31日)

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等(民間でいう社会保険、厚生年金)に関する事業を行っています。
	赤穂市職員互助会	職員の相互共済及び福利増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害(公務災害)について、地方公務員災害補償法に基づく補償を行います。